

吸収分割に関する事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく備置書類)

2025 年 7 月 1 日

三菱ケミカルグループ株式会社
株式会社 BCJ-94

2025 年 7 月 1 日

吸収分割に関する事後開示事項

三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役 筑本 学

株式会社 BCJ-94
代表取締役 杉本 勇次

三菱ケミカルグループ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 BCJ-94（以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 3 月 28 日付で両社の間で締結した吸収分割契約に基づき、同年 7 月 1 日を効力発生日として、分割会社の連結子会社であった田辺三菱製薬株式会社（以下「MTPC」といいます。）の全株式及び関連資産を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 7 月 1 日

2. 吸収分割株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求（本吸収分割の差止請求）に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 に基づき、分割会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

（2）会社法第 785 条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

分割会社は、会社法第 785 条第 4 項に基づき、2025 年 5 月 16 日に株主に対して公告を行いました。同条第 1 項に従い分割会社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

（3）会社法第 787 条の規定による手続（新株予約権買取請求）の経過

分割会社は会社法第 787 条第 1 項第 2 号に掲げる新株予約権を発行していないため、同条の規定に係る手続は行っていません。

（4）会社法第 789 条の規定による手続（債権者異議）の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2025 年 5 月 16 日付で同社の債権者に対し官報公告及び電子公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求（本吸収分割の差止請求）に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

（2）会社法第 797 条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項に基づき、2025 年 6 月 11 日に株主に対して通知を行いました。同条第 1 項に従い承継会社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

（3）会社法第 799 条の規定による手続（債権者異議）の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2025 年 5 月 16 日付で同社の債権者に対し官報公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。なお、承継会社においては、知っている債権者はいなかったため、同条第 2 項の規定による催告は行っていない。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本吸収分割に基づき、MTPC の全株式及び関連資産を承継しました。なお、承継会社が、分割会社から承継した資産の概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：521,106,872,051円

5. 吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2025年 7 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以 上